

議案第 4 号

生活交通ネットワーク計画（案）について

生活交通ネットワーク計画（案）を別紙のとおりとする。

平成25年 3 月27日

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会
会 長 久 野 時 男

平成 26 年度 生活交通ネットワーク計画（案）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

平成 25 年 6 月 ○ ○ 日
（名称）飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会
（代表者名）会長 久野 時男 印

0 . 生活交通ネットワーク計画の名称

飛島村地域生活交通ネットワーク計画
（地域内フィーダー系統確保維持計画）

1 . 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

飛島村の公共交通は、鉄軌道はなく、村内を通過する民間路線バスも飛島村による欠損金補助によりなんとか維持され路線廃止の懸念があると共に、ルートの形状から一部の沿線住民しか利用できない交通空白地問題を抱えていた。特に飛島村には、総合病院や大型商業施設はなく、通勤通学先もほとんどが村外という状況から、住民ニーズは最寄りの中心市「名古屋市」等に移動できる公共交通サービスの向上が求められていた。

こうした問題解消を図るため、地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づき平成20年12月に「飛島村地域公共交通総合連携計画」を策定し、平成21年度より実証運行を開始している。

連携計画の交通システムの狙いは、「名古屋市」に通じる鉄軌道（近鉄名古屋線・地下鉄名港線・あおなみ線）を「広域幹線系統」として、また鉄軌道の主要駅（近鉄名古屋線蟹江駅、地下鉄名港線名古屋港駅、あおなみ線稲永駅）に接続して定時定路線で運行する蟹江線・名港線を「地域間幹線系統」として、さらに、蟹江線・名港線に接続して、地域内をカバーするコミュニティバスを「地域内フィーダー系統」として位置付け、公共交通ネットワークを構築することで、公共交通の持続的確保と交通空白地の解消を目指している。特に、飛島村は、自動車交通に依存した地域であるため、将来のさらなる高齢化を鑑み、高齢者を始めとした人口約4,500人の住民が安心して移動できる環境を確保すると共に、住民の約3倍以上の昼間人口を誇る臨海部企業が存在するため、通勤時間帯の渋滞・排気ガス等の環境対策も含めた公共交通サービスの向上を目指している。

加えて、総合病院への足の確保は、移動制約者にとって必要不可欠であるため、事前予約制区域運行の「海南病院通院支援タクシー」をもって対応することとしている。

上記背景と平成20年策定の「飛島村地域公共交通総合連携計画」をふまえ、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会が事業主体として運行している、蟹江線・名港線を「地域間幹線系統」として、コミュニティバスを「地域内フィーダー系統」として継続実施することが必要である。

2 . 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
< 地域内フィーダー系統 > ○ コミュニティバスの年間利用者数（同月期間比） (H26 年度) <u>1,300 人以上とする (H24.4～H25.1 の 10 ヶ月実績：1,287 人)</u> (H27 年度) <u>1,400 人以上とする</u> (H28 年度) <u>1,500 人以上とする</u>
(2) 事業の効果
< 地域内フィーダー系統 > コミュニティバスの確保により、幹線・支線のネットワーク網が構築でき、飛島村村内の交通空白地が解消できる。 地域間幹線系統（蟹江線）との接続により、幹線との乗り継ぎにより、相互の利用者増を図ることができる。 さらに、公共交通による村内移動が可能となり、ふれあいの郷（温泉）すこやかセンター（図書館・プール）商店、病院等の村内施設の利用による地域活性化策にもつながる。
3 . 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
< 運行系統の概要 > ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」 < 路線図・時刻表 > ・ 地域内フィーダー系統の要件（地域間交通ネットワークと接続） コミュニティバス：地域間幹線系統（蟹江線）とバス停飛島村役場にて接続 < 運行事業者の決定方法 > ○ 地域内フィーダー系統（コミュニティバス） ・ 先行的に実施している蟹江線等との接続環境の確保や、車両の共用等事業コストの軽減を図るため、蟹江線の運行事業者である三重交通株式会社を選定した。 地域間幹線系統（蟹江線・名港線） ・ 地域公共交通総合連携計画に基づく実証運行を開始する際に、愛知県バス協会の協力を得て、公開のプロポーザルによる事業者選定を行い、三重交通株式会社を選定した。 < 運行予定期間 > ○ 地域内フィーダー系統（コミュニティバス） ・ 地域公共交通総合連携計画の計画期間（H21～H25 年度）を目安に、H25 年度末に事業評価を行い、事業継続を検証する。必要性を再確認し、事業改善を図り、事業継続を目指す。 (平成 26 年度地域公共交通確保維持調査事業を活用し住民意向把握する予定) < 事業の新規性 > ・ 地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づき平成20年12月に「飛島村地域公共交通総合連携計画」を策定し、平成21年度より実証運行を開始している。 ・ 当該生活交通ネットワーク計画を契機に、平成 24 年度からの本格運行に移行した。

4 . 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 2」
5 . 別表 4 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
6 . 別表 4 の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
7 . 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【 <u>地域内フィーダー系統のみ</u> 】
○人口集中地区以外人口（全域）：4,525 人（H22 国勢調査） （地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」の項目を転載）
8 . 車両の取得に係る目的・必要性【 <u>車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
9 . 車両の取得に係る定量的な目標・効果【 <u>車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
（ 1 ）事業の目標
（ 2 ）事業の効果
10 . 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【 <u>車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
10 - 2 . 地域公共交通確保維持事業（車両減価償却費等国庫補助金部分）に要する費用の総額、負担者及びその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】

1 1 . 協議会の開催状況と主な議論

< 飛島村地域公共交通会議（公共交通計画策定時）>

- ・平成 19 年 6 月 29 日（第 1 回） 交通会議設置、事業計画等の協議
- ・平成 19 年 10 月 22 日（第 2 回） 住民アンケート調査結果等の協議
- ・平成 20 年 1 月 29 日（第 3 回） 地域公共交通計画の協議・承認

< 飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会 >

（平成 20 年度：地域公共交通総合連携計画時）

- ・平成 20 年 6 月 20 日（第 1 回） 規約改正、事業計画の協議
- ・平成 20 年 10 月 23 日（第 2 回） 地域公共交通総合連携計画案の協議
- ・平成 20 年 12 月 4 日（第 3 回） 地域公共交通総合連携計画の承認
- ・平成 21 年 3 月 27 日（第 4 回） 活性化再生総合事業認定申請の協議

（平成 21 年度：実証実験 1 年目）

- ・平成 21 年 6 月 26 日（第 1 回） 事業計画の協議
- ・平成 22 年 1 月 22 日（第 2 回） 事業評価結果・実証実験事業変更案の協議
- ・平成 22 年 3 月 23 日（第 3 回） H22 年度事業計画・予算の協議

（平成 22 年度：実証実験 2 年目）

- ・平成 22 年 6 月 29 日（第 1 回） 海南病院通院支援タクシーの実証運行の協議
- ・平成 23 年 1 月 25 日（第 2 回） 事業評価結果・実証実験事業変更案の協議
- ・平成 23 年 3 月 24 日（第 3 回） H23 年度事業計画・予算の協議

（平成 23 年度：実証実験 3 年目）

- 平成 23 年 6 月 14 日（第 1 回）
 - ・飛島公共交通バス利用実績、検討委員会の協議状況、生活交通ネットワーク計画の協議。
 - ・H22 年度の事業報告・収支決算についての議事（承認）
- 平成 24 年 1 月 27 日（第 2 回）
 - ・飛島公共バス利用実績、利用者アンケート調査、検討委員会の協議結果について協議。
 - ・H24 年 4 月からの事業変更内容、活性化再生事業の事業評価について議事（承認）
- 平成 24 年 3 月 28 日（第 3 回）
 - ・協議会の役割について協議。
 - ・H24 年度事業計画、生活交通ネットワーク計画の議事（承認）

法定協議以外にも下部組織の専門委員会を別途設置し協議実施。

（平成 23 年度の専門委員会の協議経過）

- 平成 23 年 6 月 10 日（第 1 回）
 - ・コミュニティバスの検討の方向性についての協議
 - 平成 23 年 8 月 4 日（第 2 回）
 - ・コミュニティバスの事業変更案についての協議
 - 平成 23 年 11 月 11 日（第 3 回）
 - ・コミュニティバスの事業検討についての協議
 - 平成 23 年 12 月 16 日（第 4 回）
 - ・コミュニティバスの事業検討についての協議・委員会としての承認
- 4 回の協議でコミバスの方向性を委員会として結論導出。協議会に報告。

（平成 24 年度：確保維持）

- 平成 24 年 6 月 14 日（第 1 回）
 - ・飛島公共交通バス利用実績、H24・25 年度生活交通ネットワーク計画の承認。
- 平成 25 年 3 月 27 日（第 2 回）
 - ・飛島公共交通バス利用実績、広報活動・アンケート調査結果報告。
 - ・H25 年度事業評価、H25 年度事業計画・予算協議、H26 年度生活交通ネットワーク計画の協議。

12. 利用者等の意見の反映

<平成20年度までの主な意見聴取>

○住民意識調査（平成19年7～8月）：957票回収

- ・日常の交通行動実態
- ・新しい公共交通に対する意見聴取 等

○企業ニーズ調査（平成18年度）：96社回収

- ・従業員の交通手段
- ・現状の公共交通に対する改善要望 等

主要企業11社に対しては追加的にヒアリング調査を実施

以上の意見より、「飛島村地域公共交通総合連携計画」を策定。実証運行に反映。

<平成21年度の主な意見聴取>

○利用者調査

- ・名港線利用者調査（平成21年9月）：64票
 - ・蟹江線利用者調査（平成21年9月）：122票
- 利用実態、サービス満足度、改善点について調査を実施

○住民ニーズ調査

- ・老人クラブ加入者調査（平成21年9月）：429票
 - ・飛島村在住者調査（平成21年10月）：308票
 - ・バスまつり来場者調査（平成21年10月）：77票
- 利用実態、利用しない理由、改善要望等について確認

以上の意見より、蟹江線の最終便の増便、蟹江線・名港線のダイヤの一部改正、コミュニティバスの大幅な改善を検討。海南病院通院支援タクシーの運行を検討

<平成22年度の主な意見聴取>

○利用者調査

- ・名港線利用者調査（平成22年9月）：118票
 - ・蟹江線利用者調査（平成22年9月）：154票
- 利用実態、サービス満足度、改善点について調査を実施

○住民・企業ニーズ調査

- ・住民意識調査（平成22年8月）：622票
 - ・事業所意識調査（平成22年9月）：186票
- 地域交通の改善要望等について確認。

○愛知自動車整備専門学校からの要望：バス停設置

以上の意見より、蟹江線・名港線のダイヤの一部改正、専門学校前のバス停留所増設、海南病院通院支援タクシーの事業改善（区域運行化）を行う。コミュニティバスについては、継続検討を確認。

<平成23年度の主な意見聴取>

○利用者・住民ニーズ調査

- ・名港線利用者調査（平成22年10月）：99票
 - ・蟹江線利用者調査（平成22年10月）：135票
 - ・コミュニティバス利用者調査（平成22年10月）：8票
 - ・老人クラブとの意見交換会（平成22年8月）
- 利用実態、サービス満足度、改善点について調査を実施

以上の意見より、蟹江線の休日ダイヤの改正、名港線バス停移設海南病院通院支援タクシーの停留所増設等対応を行う。コミュニティバスについては、専門委員会にて対応。

<平成24年度の主な意見聴取>

○住民ニーズ調査

- ・イベント開催時 バスPRブース立ち寄り者（平成24年11月）：35票
- 改善点等について意見聴取

以上の意見より、現状のサービス内容に対して一定の満足度は確認される。

ただし、利用者数の減少傾向を示しており、広く住民意見の把握の必要性が生じている。

13. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	愛知県地域振興部交通対策課
関係市区町村	名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画課 弥富市総務部 蟹江町政策推進室
交通事業者・交通施設管理者等	国土交通省中部整備局名古屋港湾事務所 三重交通株式会社 名古屋近鉄タクシー株式会社 公益社団法人愛知県バス協会 愛知県交通運輸産業労働組合協議会 愛知県海部建設事務所維持管理課 愛知県港警察署交通課 愛知県名古屋水上警察署地域交通課 愛知県蟹江警察署交通課 名古屋港管理組合企画調整室・港営部
地方運輸局	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局
その他協議会が必要と認める者	愛知工業大学客員教授 飛島村議会議長 飛島村区長会長 名古屋港西部臨海地帯企業連絡協議会 偕行会リハビリテーション病院

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地

(所 属) 総務部企画課

(氏 名) 福 谷 晶

(電 話) 0567-52-1231

(e-mail) tb-kikaku@vill.tobishima.lg.jp

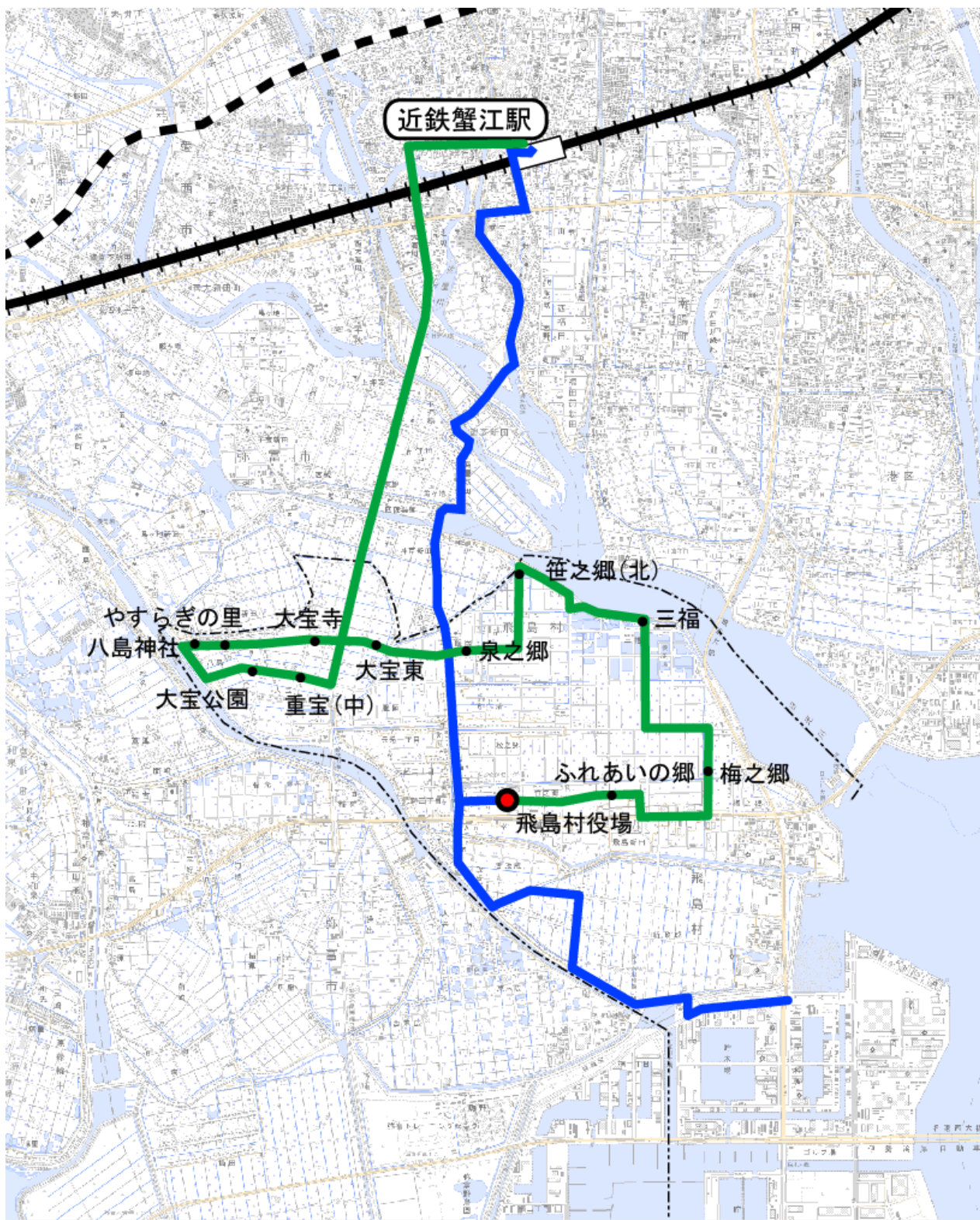
表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市町村)	運行予定者	運行系統名	地域間幹線 / 地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する 国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で 該当する 要件	接続する補助対象地域間幹 線系統等と接続確保策	基準二で該当する 要件
愛知県 飛島村	三重交通株式会社	コミュニティバス	地域内フィーダー	H26 : 6,377 H27 : 6,356 H28 :		飛島村役場にて地域間幹線系統(蟹江線)と接続。飛島村役場を待ち合い場所として活用できる。	

< 路線図 >

- ・ 地域内フィーダー系統の要件（地域間交通ネットワークと接続）

コミュニティバス：地域間幹線系統（蟹江線）とバス停飛島村役場、近鉄蟹江駅前にて接続



資料 1 - 1 : 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 (様式: 表 5)

市町村名	飛島村
------	-----

(単位: 人)

	人口
人口集中地区以外	4,525 人 ・人口集中地区人口: 0 人 ・H22 国勢調査人口: 4,525 人
交通不便地域	-

交通不便地域の内訳

人口	対象地域	根拠法
-	-	補助金交付要綱 別表 6 地域公共交通確保維持事業 (地域内フィーダー系統確保維持関係) 口 「第 2 編第 1 章第 1 節の補助対象地域間幹線系統のフィーダー系統であること」に該当。 幹線系統である蟹江線に近鉄蟹江駅・飛島村役場バス停で、接続している。

詳細は、後述資料参照

資料1 - 2 : 飛島村 (名古屋市港区) における人口集中地区 (H22 国勢調査)

